

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
日本臓器移植ネットワーク	肺移植・心臓移植・HLA検査施設(法人会費)	500,000	500,000	2012年6月29日	移植施設である当センターが臓器提供を受けるため	公社	国所管
日本臓器移植ネットワーク	脳死下臓器提供の費用配分	5,545,600		2012年4月27日		公社	国所管
日本臓器移植ネットワーク	脳死下臓器提供の費用配分	1,411,600		2012年5月31日		公社	国所管
日本医療機能評価機構	産科医療補償精度掛金	2,400,000		2012年4月27日 5月31日 6月29日		公財	国所管
日本適合性認定協会	ISO15189初回申請料	105,000		2012年6月29日		公財	国所管

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。